



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	月刊DRF 第60号
Author(s)	デジタルリポジトリ連合
Description	事務局：北海道大学附属図書館 http://drf.lib.hokudai.ac.jp/ で公開したもの
Issue Date	2015-01-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73614
Type	journal
File Information	DRFmonthly_60.pdf





月刊 DRF

Digital Repository Federation Monthly

第60号
No. 60 January, 2015

【報告】DRFオンライン勉強会「博士論文のインターネット公表」
【特集】機関リポジトリ担当者のためのJaLC DOI スタート講座
【連載】今そこにあるオープンアクセス 第10回

DRFオンライン勉強会「博士論文のインターネット公表」

博士論文のインターネット公表の義務化により、学位取得者、授与機関の双方に新しい対応が求められ、リポジトリでも様々な課題が現れています。DRFでは、義務化以降各大学が行ってきた取組みについて情報共有・意見交換し、円滑な業務実施の助けとするためオンライン勉強会を企画しました。9月からおよそ3か月間続いた勉強会について、主要なトピックを報告します。

著作権の確認

学術雑誌論文を博士論文に利用する際、著作権の確認が必要です。多くの機関が、学位申請者の確認作業をサポートするサービス（説明会、ヘルプデスク等）を提供し、学位申請時に本人が著作権の確認結果を報告するようにしています。しかしながら、申請者が確実にしているか不安である、公表可能であるにもかかわらず全文が公表されない、サポート担当者の負担増になる等の問題点がみられました。著者本人が適切に著作権を確認できるように、大

学は著作権譲渡契約等について早期の情報提供を行う必要があるという意見が交わされました。

図書館外との連携、図書館の役割

図書館によるリポジトリ登録は博士論文の公表ワークフロー全体の最後尾にあるため、円滑に公表するためには他部署との緊密な協力、業務分担の明確化が必要です。大学によっては、図書館は審査を通過した学位論文を受け取るだけで、公表の可否や「やむを得ない事由」の詳細は伝えられない、あるいは、研究科によってファイル提出の運用が異なる、などの課題が見られました。

このほか、学位申請者から様々な質問を受けるが、図書館の役割と責任はどこまでかという悩みも聞かれました。講評陣から、公表の主体は学位取得者であり、図書館の役割は公表しやすくするようなサービスの提供と考えられるという指摘がありました。

今後の課題

学位申請者や教員のインターネッ

ト公表に対する関心が低い、また一部では理解が得られない、という例が見られました。制度の浸透と円滑な公表のための周知活動は引き続き必要と考えられます。

この他、指導教員との連携の模索、博士論文の内容を学術雑誌に投稿する場合の対応方法等、従来の機関リポジトリ業務には見られなかった課題が見つかり、今後も継続したノウハウの蓄積と情報共有が期待されます。

期間

平成26年9月8日～平成26年12月8日

参加者 23名

講評 土屋俊氏（大学評価・学位授与機構、DRFアドバイザー）、栗山正光氏（首都大学東京、DRFアドバイザー）ほか

討議内容

班討議 1

「各機関で見られた課題について情報交換」

班討議 2 「班討議 1 の課題について、解決案を検討、可能であれば応用ツールを作成」

- ・「学位申請者・指導教員への情報提供の整理」
- ・「学位申請者・指導教員のためのガイド」
- ・「大学院担当係とのワークフロー例」
- ・「日本語版・英語版の学位申請者向けの著作権確認のガイド」
- ・「インターネット公表に係る学位申請者向けアンケート質問票」

<http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?onlineworkshop2014>

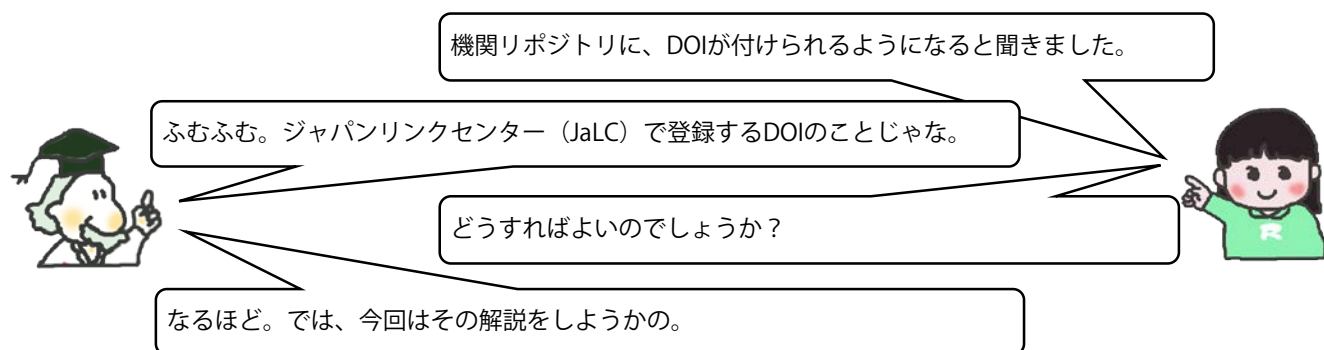
DRFwikiで成果物を公開中
見てね！！



これは他の大学でも
使えそうなまとめじゃな！



機関リポジトリ担当者のための JaLC DOI スタート講座



① DOIの機能を理解する

DOI (Digital Object Identifier)は電子データなどに登録される国際的な識別子ですが、とくに論文などの学術情報資源の識別子としてよく使用されています。例えば、多くの電子ジャーナルの論文にはDOIが登録されていて、論文IDとして使われています。図書のISBNや、雑誌のISSNと同じ役割を果たしていると言えます。さらに、DOIの便利な特徴として、その論文などがどこにあるか分かる仕組みを持っています。図1のように「<http://doi.org/>」に続けてDOIを入力しwebブラウザでアクセスすると、その論文などがあるURLに自動的に変換され表示されるようになっています。

機関リポジトリのコンテンツにもDOIが登録されれば、そのコンテンツをより広く、より便利に使ってもらうことが出来るのです。



図 1

② ジャパンリンクセンター（JaLC）を知る

DOIは国際DOI財団(IDF)という機関によって管理されていますが、IDFは直接DOIを登録することはせず、IDFによって認可されたDOI登録機関(RA: Registration Agency)がDOIを登録できるようになっています。例えば、海外の出版社はCrossRefというRAの団体にDOIを登録しています。しかし、CrossRefにDOIを登録するには英語の書誌情報が必要であるなどの制約から、日本の論文などへのDOI登録はなかなか進んでいませんでした。そこで設立されたのがジャパンリンクセンター（JaLC）¹⁾です。JaLCは科学技術振興機構（JST）、物質・材料研究機構（NIMS）、国立情報学研究所（NII）、国立国会図書館（NDL）が共同で運営しています。JaLCの設立によって、国内のコンテンツへのDOI登録が大きく前進したのです。

③ JaLCの準会員になる

機関リポジトリのコンテンツにDOIを登録するためには、JaLCの会員になる必要があります。JaLCの会員にはJaLCに直接DOIを登録できる正会員と、正会員を通してDOIを登録する準会員とがあります。各機関はJaLCの正会員になることも出来ませんが、会費の支払いやシステムの連携を自力で行う必要があります。一方、正会員のNIIを通じて準会員となる方法があります。機関リポジトリとNIIの間では、機関リポジトリのコンテンツに関する情報（メタデータ）を収集するシステムが確立しており、そのシステムを使ってDOIも登録できるように整備されています。また、会費も発生しません。ここでは、NIIを通した準会員としてDOIを登録する方法をみていきます。

NIIを通したJaLC準会員になるには、NIIに「ジャパンリンクセンター準会員参加申請書」と「ジャパンリンクセンター準会員 担当者・システム情報届出書」を提出します。その際、「CrossRef DOIの使用」を申請するかを決めます。CrossRef DOIの使用を申請すれば、コンテンツごとにJaLCではなく、CrossRefのDOIを登録することが選択出来ます。ただし、CrossRefの登録は有料で、JaLCよりも詳細のメタデータが必要になります。欧文誌をCrossRefに登録したい場合などに検討するとよいでしょう。

④ DOIを登録する

JaLC準会員として参加が承認されると、NIIからプレフィックスが通知されます。プレフィックスは、図2のようにDOIの「/（スラッシュ）」より前の部分で、機関ごとに与えられる数字です。後ろの部分のサフィックスは、リポジトリ内のコンテンツに重複しないように登録します。電子ジャーナルでは、図2のように雑誌名、巻、掲載ページが分かるように登録されているものもあります。JAIRO Cloudでは、システムからサフィックスが自動的に連番で登録されるようになっています。

DOIを登録できるのは、機関リポジトリの本文があるコンテンツです。メタデータのみの場合には登録できません。さらに、他機関で出版（または学位授与）されたコンテンツにも登録

10.1241/johokanri.57.591
プレフィックス サフィックス

図2



できません。原則として、出版機関がDOIを登録できるのです。ただし、論文の著者版には、出版社版とは別のDOIを登録することが可能です。詳しくはNIIの「国立情報学研究所が取り纏めるJaLC準会員」のページ²⁾を参照してください。このページには、今後メタデータのガイドラインなどが掲載されますので、各機関は、必要に応じて機関リポジトリのメタデータを変更します。

NIIからのメタデータ収集時に、ガイドラインに指定されたデータ項目「SelfDOI」が出力されていれば、そのコンテンツのDOIが数日で登録され使用できるようになります。

慣れないと少し戸惑うかもしれませんが、そこはDRFのコミュニティで解決していくんじゃな。機関リポジトリのDOIを活用してもらうために、学内への呼びかけも大切じゃぞ！！



1) <http://japanlinkcenter.org/>

2) <http://www.nii.ac.jp/irp/archive/system/jalc>

第10回 学位論文のリポジトリ公開をめぐる議論

Discussions about theses and dissertations submission to open access repositories

日本のように国レベルでの義務化は珍しいが、欧米でも多くの大学が学位論文電子版のリポジトリ登録・公開を義務づけており、日本と同様、主に著作権をめぐる盛んに議論が行われている。義務化反対論者も多く、150余りの大学のポリシーを調べ、学生の著作権や知的財産権を尊重しているかという観点から採点し、ランク付けしている論文さえある（掲載雑誌の版元はエルゼビア社:-）。

最近では、SCHOLCOMMというメーリングリストで、[2014年9月末](#)から[10月初め](#)にかけてと[11月下旬](#)の2回、やはり学位論文のリポジトリ公開が話題となり、投稿が集中した。

最初の議論の発端は、大学のリポジトリ登録義務化に際し、出版に備えて2年間のエンバーゴ（公開禁止期間）を認めてほしいという要請が教員から出されたが、先行大学の実情を聞きたい、という質問だった。これに対して、2年のエンバーゴ（延長可）を認めており、およそ30%が公開制限となっているとか、1年、3年、5年のオプションがあるが83%は即時公開を選んでいるといった回答が寄せられたが、論争的となったのは、多くの学生・教員は発見されることの重要性をわかっていない、非公開では就職戦線でも注目されないし、引用される可能性もゼロなのだから、エンバーゴは最長6か月にすべきである、という意見である。付け加えて、学位論文はそのまま出版されることはほとんどなく、改訂が加えられるので、元の論文のリポジトリ公開が出版の妨げにはならないと論じる。

これにはサンディ・サッチャーという大学出版局に長く勤めた人から異論が出た。無料公開は学位論文（を改訂したもの）の出版に影響する。現に、プロクレスト（ProQuest）で（有料で）入手できるというだけで図書館は買わないため、一般の学術書より販売部数が少ない。アメリカ歴史学会（[American Historical Association](#)）やアメリカ中世学士院（[Medieval Academy of America](#)）が6年

のエンバーゴを求めているのは賢明な判断だと主張する。

このあたりから議論は、学位論文が元になった本を図書館が購入対象から除外することがあるのか、という方向にそれていく。新しく出版された本の由来が学位論文かどうか、いちいち調べたりしない、という主張がある一方で、図書の納入業者が前もってそうしたものをチェックしているという指摘もあった。謝辞を見たり、プロクレストで検索したりすれば容易に判断がつくと言う。結局、リポジトリ公開の出版への影響を明らかにするにはもっとデータが必要だということで結論は出ず、調査するなら協力するという申し出なども複数あったものの、こうした議論の常で、やがて立ち消えになってしまった。

11月に議論になったのは、過去の学位論文について、相当な努力をしても著作権者が不明、あるいは返事がもらえない場合には、電子化・公開してしまっているのではないか、という問いかけである。さすがにそれは著作権侵害だと指摘されたが、著作権者からの返事がないというのはフェアユースを主張する際の根拠の一つとなるという意見も出た。実際にフェアユースということで公開しているフロリダ大学の例も紹介された。

面白いのは、再びサッチャー氏が登場し、著者から出版への影響に関するクレームがついたらどうするんだ、と批判したことである。彼はプロクレスト版学位論文のアマゾンでの販売に言及する。またしてもプロクレストである。すなわち、アメリカでは歴史ある学位論文提供サービスの存在を無視できない。これが日本との大きな違いである。

栗山正光

首都大学東京学術情報基盤センター教授
デジタルリポジトリ連合アドバイザー

【researchmap】

<http://researchmap.jp/read0195462>



次号予告

特集：月刊DRF5周年！ 連載：かたつむりとオープンアクセスの日常

月刊DRFでは、皆さまからのお便りをお待ちしています。

gekkandrf@gmail.com

○読者アンケート ご協力ください。

http://drf.lib.hokudai.ac.jp/gekkandrf_inq.html

○Facebook

<https://www.facebook.com/DigitalRepositoryFederation>

月刊DRF第60号 平成27年1月5日発行 デジタルリポジトリ連合 <http://drf.lib.hokudai.ac.jp/drf/index.php?月刊DRF>